



今月は、最近打ち出されている介護保険制度に関する主な改正点について紹介します。

## ◆ 福祉用具利用者の見直し

介護保険のサービスのひとつに『福祉用具の購入や貸与（レンタル）』があります。福祉用具の利用は、日常生活の支援を目的としていますが、比較的軽い要介護者などに対して福祉用具を提供することで、かえって身体状態の悪化をまねいてしまうような事例があることが明らかになりました。

そこで、福祉用具が適正に利用されるよう見直す必要があったことから、その判断基準が示されました。例えば要支援の認定を受けており杖などを使わなくても問題なく歩ける方が、電動車いすをレンタルで利用した場合、歩く機会が減り、筋力が低下し、次第に歩けなくなってしまう。このように、本来利用者の自立を手助けするはずの福祉用具が、かえって有害になるようなものについて見直していこうというのが、今回の制度改正の趣旨となっています。



## 福祉用具の使用が望ましくない例

福祉用具の種類	福祉用具対象者の要介護度	制限される理由
車いす	要支援	車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用できる福祉用具であるので、つかまらないで歩行ができる場合の使用は考えにくい。
電動車いす	要支援	歩行がつかまらないでできる場合が多い『要支援』での使用は考えにくい。
	要介護5	重度の認知症（痴呆）状態のため、短期記憶等が著しく障害されている場合の多い『要介護5』での使用は考えにくい。
特殊寝台（ベッド）	要支援	寝返り、起き上がり、立ち上がりがつかまらないでできる場合が多い『要支援』での使用は考えにくい。
体位変換器	要支援、要介護1	体位変換器は、寝返りなど姿勢変換の介助を容易にすることを目的とした福祉用具であるので、寝返りがつかまらないでできる場合が多い『要支援、要介護1』は、自らの力で姿勢転換を行うことができるため、使用が考えにくい。

※個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もあります。  
詳細については、下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 大崎町役場 高齢者対策課 TEL 76 - 1111 (内線 131)